報告第9号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方

玉

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金72,739円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年3月28日
- (2) 事故発生場所 米子市西福原地内
- (3) 事故の状況

| 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を左 |
|---|
| 折する際、運転操作を誤り、和解の相手方が設置する距離標に衝突し、同距離標を破損 |
| させたものである。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金64,196円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和5年9月12日
- (2) 事故発生場所 倉吉市山根地内
- (3) 事故の状況

| | 鳥取県立倉吉総合看護専門学校所属の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の軽貨物 |
|----|---|
| ي. | |
| E | 自動車に乗車しようと運転席ドアを開けたところ、不注意により、隣に駐車してあった |
| 禾 | 印解の相手方所有の普通乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したもので |
| đ | ある。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

- 1 和解の相手方
 - 甲 東伯郡琴浦町 個人
 - 乙 東京都港区

企業

2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

- (1) 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金77,000円を甲に支払うものとし、県が賃貸借契約により乙から借り受けている車両に生じた損害について、甲は、損害賠償金739,499円を県に支払うものとすること。
- (2) 県と乙が契約している賃貸借契約において、県は、当該事故により生じる中途解約金 803,814円を乙に支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年10月5日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字赤碕地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から一時停止を怠り進行してきた和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、 及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

日野郡日野町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金233,200円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和6年3月5日
- (2) 事故発生場所 日野郡日野町舟場地内
- (3) 事故の状況

| 和解の相手方が、主要地方道西伯根雨線を普通乗用自動車で走行中、沿道の斜面から |
|--|
| 路上に落下していた伐採木に乗り上げ、同車両が破損したものである。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県稅条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 正前 | | | | 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する |
|----|--------------|----------|-----|--------------------------------|
| 改 | (住宅借入金等特別控除) | 第24条の3 略 | 2 | 3 所得割の納税義務者が、租税 |
| | | | | N |
| 正後 | | | | 租税特別措置法第41条第5項に規定する |
| 改 | (往宅借入金等特別控除) | 第24条の3 略 | 2 略 | 3 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 |

| | - ** 4 日 6 十八十二 6 日 五十十日 6 十日 6 十日 6 十日 7 十十 1 日 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|--|--|
| 特定取得人は <u>同条第16項</u> に規定する特別特定取得に該当する同条第 | 特定取得又は <u>同条第14項</u> に規定する特別特定取得に該当する同条第 |
| 1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の | 1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の |
| 金額を有する場合(居住年が平成26年から令和3年までの場合に限 | 金額を有する場合 (居住年が平成26年から令和3年までの場合に限 |
| る。)は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適 | る。)は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適 |
| 用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の | 用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の |
| 規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 | 規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 |
| 4 略 | 4 略 |
| | |
| | |
| 附 則 | |
| この条例は、公布の日から施行する。 | |

| <u>()</u> | | | | | | |
|---|-------------------|----------------------------|---|---|-----|-------------------------|
| 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正することに | 紐 | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| (正) | | | | | | |
| 名以 | | | | | | |
| 拉 | # | | | | 温 | |
| - O | | | | | | |
| <u>≪</u> | | | | | | (幾) |
| <u> </u> | 11 - | | | | | 8 |
| 海 | 上 | | | | 띰 | tu K |
| 汶県 | 鳥取県知事 | | | | | Z. Z. |
| 宣 | | | | | | 7) |
| 及り | | | 2 | , vô | | 4 |
| ※ 室 | | | To | 。 日 日 | | |
| 危 | | | 子 子 | メ り り り | 段 | 展 を 3 |
| 法法 | | | 7 | 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1 | | 清 4 |
| <u>也</u> 震 | | _ | 7 | 6 | | (本人確認情報を利用することができる事務) |
| 掛 人 | | 条 | φ. | が が が | | → |
| H H | | \$ \$ | 型 外 | · 旅 | | |
| /県住 | | ÁΕ̈́ | | - ' | | |
| 鳥 | | 一部を改正する条例 | | 定。 | | (発) |
| | | <u>扫</u> | 49年 | 第22 | | とができる事務) |
| 規定により、 | | 河 | <u> </u> | a a c | | tu E |
| 拉 | | ※ | 数 | K Z | 級 | N. W. |
| <u> </u> | | 機 | 前組 | 34X | 457 | |
| 五 | | 附属 | 并 | 十 第 ※ | | 4 % |
| 亲 | | 敢県 | 4 | ル り 改 | | , H |
| | | 》 (鳥) | (年) | | | が 発 |
| 無 選 | | 1及7 | -部马 | | 띰 | 中 |
| 分(7号) | | 条 | の () | 規定 | | 羅認 |
| 発 を か | | 施行 | 条 4 至 2 者 | 4 子 ろ 子 | | <u> </u> |
| 见 法律复 见分? | | 長法) | (三) | | | 操 |
| (6) 専 決 処 分 書地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項のいて、次のとおり専決処分をする。 | | 鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の | 住民基本台帳法施行条例の一部改正) 昌町具住民基本台帳法施行条例(平成14年島町具条例第49号)の一部を次のように改正する。 | 木 海状がに込金生に吹ば返け来四く上が17年海状が木門が15万)の 即を次がました改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 | | (本人確認情報及び附票本人確認情報を利用するこ |
| 決 和224 | 27 E | 基本 | 中 中 | 当の | 投 | 報及 |
| 中 8 3 | 5 月 | 住民 | 基本 单 | K H H | | 2000年 |
| () () () () () () | 令和6年5月27日 | 東 | 五年 明 | | | 機調 |
| (6) 汀自治祖 ご、次の | 3条日(| | m¥ | | | \(|
| (6) 専 決 処 分 地方自治法 (昭和22年法律第67号) ついて、次のとおり専決処分をする。 | Λ⊢ | | (鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正) 第1条 島町県住民基本台帳法施行条例 (平 | + *** | | |
| (1 | | | - # | K | | |
| | | | | | | |

| 第2条 法第30条の15第1項第2号 <u>及び第30条の44の6第1項第2号</u> に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)~(19) 略 | 第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、 次に掲げるものとする。 (1)~(19) 略 |
|--|---|
| (本人確認情報 <u>及び附票本人確認情報</u> を提供する執行機関及び事務) 第3条 法第30条の15第2項第2号 <u>及</u> び第30条の44の6第2項第2号 | (本人確認情報を提供する執行機関及び事務) 第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関 |
| に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関と し、 <u>法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号</u> に | は、次の各号に掲げる執行機関とし、 <u>同項第2号</u> に規定する条例で 定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号 |
| 規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 | に定める事務とする。 |
| (1)・(2) 略 | (1)・(2) 略 |
| (他の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供方法) | |
| 第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認 情報の提供及び法第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事 | 第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子 |
| 保存附票本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受け | 計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に決信する方法により行うものとする。 |
| ことについるものに生まれているとのは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに | 「一年である」というできます。 マンド・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ログ・ |

る執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うもの

L \$ 2°

| (本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用負担) 第5条 法第30条の32第2項本文 (法第30条の44の13において準用す る場合を含む。)の規定により本人確認情報又は附票本人確認情報 の開示を受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しな ければならない。 | (本人確認情報の開示に係る費用負担) 第5条 法第30条の32第2項本文の規定により本人確認情報の開示を 受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければな らない。 |
|---|--|
| (本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会) 第6条 法第30条の40第1項 (法第30条の44の13において準用する場合を含む。) 合を含む。) に規定する本人確認情報の保護に関する審議会及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県情報公開条例(平 | (本人確認情報の保護に関する審議会) 第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第 22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会 |
| 成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。 審査会は、法第30条の40第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 | (以下「審査会」という。)とする。 2 審査会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 |

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。 第2条

(2) 住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第30条の40第 調査審議する事項 2項に規定する事項 温 盤 띰 鳥取県情報公開・個人情報保護 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 別表第1 (第2条関係) 名称 改 審查会 器 器 (2) 住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第30条の40第 2項 (同法第30条の44の13に おいて準用する場合を含む。) 調査審議する事項 筬 に規定する事項 この条例は、令和6年5月27日から施行する。 器 出 鳥取県情報公開 · 個人情報保護 審查会 (第2条関係) 名称 改 別表第1 副 器 器 骄

報告第10号

鳥取県障がい者プランの一部変更について

鳥取県障がい者プランの一部を変更したので、障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第9項において準用する同条第8項の規定により、別添のとおり本議会に報告す る。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

報告第11号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年鳥取県条例第 12号)第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

| 契約の相手方 契約金額円 契約期間 設置場所等 | 米子市両三柳328番地 49,500 令和6年5月1日 鳥取県政策戦略 株式会社ケーオウエイ ~令和8年2月28日 屋代表部 | 鳥取市商栄町221番地1 576,840 令和 8 年 3 月19日 鳥取県東部県税事 | 鳥取市商栄町203番地6 283,783 令和6年4月10日 鳥取県中部県税事 株式会社モリックスジャパン へ合和7年4月18日 務所 | 鳥取市商栄町221番地1 455, 400 令和6年4月1日 島取県輝く鳥取創 株式会社愛進堂 ~令和11年3月31日 芝添推進課 | 鳥取市商栄町221番地1 | 鳥取市商栄町221番地1 66,000 令和6年4月1日 鳥取県立公文書館 株式会社愛進堂 ~令和7年4月11日 鳥取県立公文書館 | 鳥取市商栄町221番地1 使用1枚当たり 令和6年4月1日 鳥取県東部地域振 株式会社愛進堂 大う一 6.80 円 本式会社変進堂 カラー 6.80 円 本式会社変進 | 鳥取市扇町 9 番地 2 とりぎんリース株式会社 | 鳥取市商栄町221番地1 鳥取市商栄町221番地1 鳥取電光電子 | 鳥取市商栄町221番地1 鳥取県犯罪被害者 |
|---|--|---|---|---|--------------|---|---|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 41 | I | 4 ¤ | √ □ | 4 <u>u</u> | 4 □ | 4 □ | √ □ | 4 = | 40 | 4 □ |
| 数量 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | - | 1 | 1 | 2 |
| 契約対象物品 | ノートパソコン | ノートパソコン | くこんがオーノ | シュレッダー | ベロベルオーイ | くこんパイーノ | 複合機 | デスクトップパソコン | ノートパソコン | ノートパソコン |
| 種類 | 参 保守 | 参 和 中 | 物品 保守 | 物品 保守 | 物品 保守 | 物品 | 参 品 中 | 参 保 中 | 参 保 中 | 多品品 |
| 契約所属名 | 政策戦略本部政 策戦略局名古屋 代表部 | 政策戦略本部税 務課 | 政策戦略本部税 務課 | 輝く鳥取創造本 部観光交流局交 流推進課 | 公文書館 | 公文書館 | 東部地域振興事 務所 | | Am \ | 犯罪被害者総合 サポートセン ター |
| TĪ. | П | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 | 2 | | 6 | 10 |

| 東部標 | 東部農林事務所 | 物品 | ンロンパソコン | 1 | 鳥取市田島721番地 | 298. 540 | 令和6年5月1日 | 鳥取県農林水産部 東部農林事務所八 |
|-------------------|-------------------------|----------|---------|-----|-------------------------------|---|--------------------------|-------------------------------|
| | | | | : | 条式が在ユゴーアンそく | | ~ 沙村 8 年 3 月 31日 | 頭事務所 |
| 農林水產 振興局力 課 | 農林水産部水産 振興局水産振興 課 | 物品 保守 | ノートパソコン | 1台 | 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂 | 283, 360 | 令和6年5月14日 ~令和10年3月31日 | 鳥取県農林水産部 水産振興局水産振 興課 |
| 西部総合事務所 | 事務所 | 移 保守 | ノートパソコン | 1台 | 米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店 | 118, 800 | 令和6年4月1日 ~令和7年4月30日 | 鳥取県西部総合事 務所環境建築局 |
| 教育総務課 | 5課 | 物品 保守 | ノートパソコン | 2台 | 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂 | 543, 840 | 令和6年6月1日 ~令和10年5月31日 | 鳥取県教育委員会 事務局小中学校課 ほか1所属 |
| 教育センタ | -81 | 移 保守 | ノートパソコン | 3台 | 鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス | 1, 127, 720 | 令和6年3月28日 ~令和11年3月31日 | 鳥取県教育センター |
| 社会教育課 | 育課 | 物品 保守 | ノートパソコン | 4台 | 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂 | 1, 095, 600 | 令和6年4月1日 ~令和11年3月31日 | 鳥取県立船上山少 年自然の家 ほか1所属 |
| 中央病院 | r t | 物品 保守 | 複合機 | 1 台 | 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ | 月当たり賃借料 15,400円 及び使用1枚当たり 黒 0.80円 カラー 6.40円 | 令和6年5月1日 ~令和7年4月30日 | 鳥取県立中央病院 |
| 中央病院 | T. | 物品 保守 | 複合機 | 1台 | 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ | 使用1枚当たり 黒 0.78円 カラー 6.50円 | 令和6年6月24日 ~令和7年6月23日 | 鳥取県立中央病院 |
| 厚生病院 | 년 1 | 物品 保守 | 複合機 | 1台 | 倉吉市山根645番地2 スイコー株式会社 | 使用1枚当たり 黒 1.88円 | 令和6年5月1日 ~令和10年4月30日 | 鳥取県立厚生病院 |

[変更契約]

| 内容 | 変更後 | 契約期間 平成29年5月1日 ~令和7年4月30日 |
|---------|-------|---------------------------------|
| 変更 | 変 更 前 | 契約期間 平成29年5月1日 ~令和6年4月30日 |
| 北初都在口 | Ĭ | 平成29年6月9日 |
| 2000年 中 | | 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ |
| 中 | | 1台 |
| 初公子布香口 | 本 | 複合機 |
| 推 | 性視 | 物品 保守 |
| 却给庇屋及 | | 厚生病院 |
| # I | # | 1 |

| 551 | 130H | |
|---------|--------------------------|--|
| を 数 国 後 | 契約期間 令和2年4月 ~令和6年9 | |
| ※ 運 前 | 間 年4月1日 6年3月31日 | |
| 当初報告日 | 令和2年4月24日 | |
| 手 方 | | |
| 契約の相 | 鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂 | |
| 数量 | 57 | |
| 契約対象物品 | ノートパソコン | |
| 種類 | 多 品 中 | |
| 契約所属名 | 厚生病院 | |
| 番号 | 2 | |